

第 8 編 雑則(競争入札に参加する者に必要な資格の審査に関する事務及び
常勤の職員に対する退職手当の支給事務の事務委託に関する規約)

○競争入札に参加する者に必要な資格の審査に関する事務及び
常勤の職員に対する退職手当の支給事務の事務委託に関する規約

(平成 28 年 4 月 1 日規約第 2 号)

(事務委託の範囲)

第 1 条 大月都留広域事務組合(以下「甲」という。)は、次に掲げる事務(以下「委託事務」とい
う。)の管理及び執行を山梨県市町村総合事務組合(以下「乙」という。)に委託する。

- (1) 競争入札に参加する者に必要な資格の審査に関する事務
- (2) 常勤の職員(市町村立学校職員給与負担法(昭和 23 年法律第 135 号)第 1 条及び第 2 条に規
定する職員を除く。)に対する退職手当の支給

(管理及び執行の方法)

第 2 条 委託事務の管理及び執行については、乙の条例、規則その他の規程(以下「条例等」とい
う。)の定めるところによるものとする。

(経費の負担)

第 3 条 甲は、乙の条例等の定めるところにより、委託事務の管理及び執行に要する経費を負担
するものとする。

(議決事件の通知)

第 4 条 乙は、乙の議会の議決事件のうち次に掲げるものについて当該議会の議決を求めようと
するときは、あらかじめ、これを甲に通知しなければならない。当該議決の結果についても同
様とする。ただし、条例については委託事務の管理及び執行に関するものに限るものとする。

- (1) 条例を設け、又は改廃すること。
- (2) 予算を定めること。
- (3) 決算を認定すること。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 第 1 条第 1 号の規定は、その有効期間の始期が平成 29 年 4 月 1 日以後である競争入札に参加
する者に必要な資格の審査に関する事務について適用し、その有効期間の始期が同日前である
競争入札に参加する者に必要な資格の審査に関する事務については、なお従前の例による。

(事務委託に関する規約の廃止)

3 事務委託に関する規約は、廃止する。